

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する

有識者会議（第2回）

議事録

東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（第2回）

1. 日 時 令和4年12月5日（月）10：30～12：23

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 議 事

（1）被災3県からの御意見発表

（2）第1回会議を踏まえたとりまとめの骨子案等

（3）自由討議

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席委員（敬称略）

秋池 玲子（座長） ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表

増田 寛也（座長代理） 日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長

今村 文彦（委員） 東北大学災害科学国際研究所 所長

大西 隆（委員） 一般財団法人国土計画協会 会長

田村 圭子（委員） 新潟大学危機管理本部危機管理センター 教授

藤沢 烈（委員） 一般社団法人RCF 代表理事

○立岩参事官

ただいまより、第2回東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

会議の開催に当たり、まず、秋葉大臣より御挨拶を申し上げます。

○秋葉大臣

どうもおはようございます。復興大臣の秋葉賢也でございます。

本日は、秋池座長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、大変年末の御多用の中、本日の会議に御参加をいただきましたこと、改めて御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

前回の会議におきましては、被災者の支援、住まいとまちの復興や産業・なりわいの再生など、多岐にわたりまして貴重な御意見を頂戴することができました。本日も引き続き、後世への教訓となる忌憚のない御意見をいただければ幸いに存じます。

また、本日は県議会シーズンで大変お忙しい中、被災3県からも会議に参加をいただいております。心より御礼を申し上げさせていただきます。この12年間、現場で御尽力をいただきました各県からの御意見をお伺いすることで、より深みのある振り返りができるものと考えておりますが、何とぞよろしく願いをいたします。

以上、皆様方の活発な御議論をお願い申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○立岩参事官

大臣はここで御退席させていただきます。

○秋葉大臣

よろしく願いいたします。

(秋葉大臣退室)

○立岩参事官

マスコミの皆様におかれましては、お席にお戻りいただき、これよりカメラの御使用はお控えください。

ここからは、秋池座長に進行をお願いいたします。

○秋池座長

皆様、本日もよろしくお願いいいたします。大変寒い日になりまして、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、改めまして、東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議を開催いたします。

本会議は原則公開としており、会議室内での傍聴のほか、報道機関や一般傍聴者の皆様にオンライン、同時配信による公開を行っております。配付資料についても、会議終了後、速やかに公表いたします。また、議事録は委員の確認を得た上で公表いたします。

それでは、まず、本日初回とされます今村委員におかれまして、一言簡単な自己紹介を賜ればと思います。

○今村委員

東北大学の今村でございます。今回、2回目で初めての出席ということで、どうぞよろしくお願いいいたします。被災地の地元大学として、また、専門は津波工学であり災害科学でございます。今回の有識者会議で、現場の立場で様々な意見を述べさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○秋池座長

今村委員、ありがとうございました。

本日は、被災3県の御担当者様がオンラインで参加されておられます。なお、県議会シーズンとのことで、福島県は途中で御退席という見込みです。本当にお忙しいところ、皆様、御参加ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日は、議事次第のとおり、まずは、被災3県からこの10年間の政府の復興政策を振り返った御意見を発表いただきます。その後、前回会議でいただいた委員の御意見に関連する施策やこれらを踏まえた取りまとめの骨子案について復興庁から説明していただき、自由討論といたします。それでは、よろしくお願いいいたします。

最初の議題は、まず、議事1、被災3県からの発表ということで、被災3県の皆様からは、これまで、現場において復興政策を運用・実施されてきたお立場から、国の制度等を

振り返っての評価、特に反省すべき点や、あるいは、これはよかったという点などもあれば、率直に御発表いただければと思います。

南海トラフ地震といった将来の大規模災害では、東日本大震災における国の復興政策についての記録が参照されると思いますが、現場から見た評価も一緒に残しておくことには大変意義があると考えております。委員の皆様において、3県に御確認されたい点などがあれば、全ての発表が終わった時点でお時間を設けますので、そこで賜ればと思います。

それでは、まず、岩手県復興防災部副部長の大畑様、よろしくお願いいたします。

○岩手県（大畑副部長）

岩手県復興防災副部長の大畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災津波からの復興に当たりましては、委員各位、復興庁の皆様にも日頃からお力添えを頂戴してございます。大変ありがとうございます。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

本来であれば、復興防災部長の佐藤が対応すべきところでございますが、議会開会中のため対応出来かねましたので、御容赦いただければと存じます。

それでは、早速、資料を説明させていただきます。資料1でございます。資料1の内容につきましては、令和2年3月に本県が取りまとめました「東日本大震災津波からの復興—岩手からの提言—」に記載しております内容を基に作成してございます。

今回の有識者会議でお示しいただいております論点に対しまして、十分なお答えになっているかどうか分からない部分もございますけれども、時間の都合上、要点のみを掻い摘んで御説明させていただきます。御了承いただければと思います。

それでは、2ページを御覧ください。1、被災者支援についてでございます。本県におきましては、被災者生活再建支援金に加え、復興基金を原資といたしまして上乗せ補助を実施し、住宅再建を支援しました。これによりまして、早期に被災者の生活再建が進む一方で、自由度の高い復興基金の多くを被災者の住宅再建支援に向けざるを得ない状況となった面もございます。住宅再建支援に当たりましては、全国的に統一された制度として、基礎的な支援の量、あるいは範囲、そういったものを拡充していく必要があるのではないかと考えてございます。

3ページに参ります。心のケアにつきましては、本県では岩手医科大学が中心となって対応いただいているところでございます。震災から12年を迎えようとする現在でも、相談

件数はかなり多い状況となっております。専門スタッフを配置いたしました、長期の取組が必要であると強く感じているところでございます。

次に、4ページを御覧ください。2、住まいとまちの復興についてであります。まちづくり（面整備）に携わった被災市町村では、ポツの1つ目の①から③に記載の反省点があったというふう聞いてございます。災害時の対応として、導入する事業の事前学習を含めまして、事前復興の取組を進めていく必要があると考えてございます。

次に、5ページを御覧ください。3、産業・なりわいの再生についてでございますけれども、個人の資産形成へ公金を投入すべきではないといった従前の考え方だけでは、地域の復旧・復興に必要な支援ができないという考え方から、国におきましてはグループ補助金制度を創設していただきました。この活用によりまして、本県では8割を超える被災事業者が事業を再開してございます。

一方で、再開をいたしました事業者におきましては、現在でも、販路の喪失や売上げ減少等の課題を抱えております。商工指導団体と連携した専門家派遣を実施するなど取組を進めておりますけれども、引き続き、ソフト面での支援を継続して行っていくことが必要と考えてございます。

次に、7ページを御覧ください。協働と継承についてでありますけれども、応援職員の受入れ調整につきましては、復興初期段階では、例えば、まちづくりや災害公営住宅の建設等に係る業務が中心となっております。一方で、復興の進展に伴いまして、家屋評価による資産税課税、あるいは道路、上下水道整備などに業務の比重が移ってまいりました。業務の比重が移っていくことによりまして、必要とされる人材の職種が変化してまいりますので、ニーズに合わせた人材確保が必要というところでございます。また、同一業務を応援職員が継続して担当することによって、被災市町村にノウハウが残らない、あるいは、手続等の面で伝承されないといったところの課題が見られたところでございます。

次に、大きく飛びまして、10ページを御覧いただければと思います。6、復興を支える仕組みについてであります。財政的支援、地方負担のあり方についてでございますけれども、復興基金は、その多くを被災者の住宅再建支援に向けざるを得なかった、これは本県の事情でございます。復興交付金につきましては、その活用範囲が5省庁40事業及びその関連事業に限られたことなどの課題があったと考えてございます。一方で、震災復興特別交付税につきましては、財政力の弱い本県及び被災市町村におきましては、非常に重要な財源となったところでございます。

これらを踏まえまして、大規模災害時におきましては、被災地自治体の裁量をある程度認めた財源措置の拡大が必要かと考えてございます。

次に、また大きく飛びまして、13ページを御覧いただければと思います。7、その他でございます。将来の大規模災害の復旧・復興に向けて留意しておくべき事項についてでございます。コミュニティ形成に関し、東日本大震災津波からの復興の過程においては、仮設住宅や災害公営住宅で見ず知らずの住民同士が集まって暮らす状況となりました。実際の復旧・復興の過程におきましては、かなり難しい面があるとは考えておりますけれども、今後の災害におきましては、復興後のコミュニティ形成を意識しながら、仮設住宅や災害公営住宅への入居を決定していく、そういったことも考慮していく必要があるのではないかと考えてございます。

次に、14ページを御覧ください。東日本大震災当時よりも改正している制度・運用について、本県から被災者台帳システムに関し御説明をさせていただきます。被災した市町村におきましては、罹災証明書の発行に当たりまして、自己申告のみで発行したケース、あるいは、交付記録が残っていないケースなどの課題が生じたところであります。また、その後の被災者支援におきましても、避難元市町村と避難先市町村との情報共有が難しいなどの課題が生じたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、本県では、京都大学、新潟大学の御支援、御指導を頂戴しながら、平成24年度に、被災市町村で活用できる研究版被災者台帳システムを導入し、さらに、平成27年には、全県的に運用できます新たな被災者台帳システムの運用を開始したところでございます。

平成28年、令和元年、本県でも台風災害が発生をいたしました。この台風災害では、沿岸部を中心に甚大な被害が生じましたけれども、このシステムを活用して罹災証明書の迅速かつ円滑な発行を行い、また、関係部署、役場内での情報共有といったところも、システムを活用しながら共有をいたしまして、被災者支援を行っているところでございます。

用意した資料はほかにもございますけれども、説明を省略した部分も多くて大変申し訳ございませんが、以上で岩手県からの御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○秋池座長

大畑様、大変貴重な御意見、御説明ありがとうございました。

続きまして、宮城県危機管理部理事の千葉様、よろしくお願いいたします。

○宮城県（千葉理事）

宮城県の千葉でございます。委員各位、復興庁の皆様、他県の皆様方には大変お世話になっております。この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

それでは、「復興・創生期間における復興政策・制度の振り返り」といたしまして、お手元に配付しております「復興・創生期間における復興政策・制度の振り返り」を御覧ください。

資料におきましては、事前に復興庁様のほうから照会のありました7項目について、本県において制度運用を行う上でよかった点とうまくいかなかった点に分けてまとめさせていただきました。全体的に、被災地に寄り添った制度運用を行っていただき、非常に感謝しているところですが、今回は、あえてうまくいかなかった点を中心にとのことでございますので、こちらを中心に説明させていただきます。

それでは、資料1枚目、1、被災者支援を御覧願います。多岐にわたる被災者の支援ニーズに応えるため、心のケアセンターを立ち上げ、きめ細かな心のケアに努めました。そのような中、震災の発生からの時間の経過とともに、被災者を取り巻く生活環境の問題は多様化、複雑化しており、現場では心のケアに係る長期的、継続的に充実した支援を行っていくことに苦慮していると伺っております。

続きまして、2、住まいとまちの復興を御覧ください。よかった点として、基幹事業の要件に当てはまらない取組などについて、効果促進事業の弾力的な運用でカバーしていただいた部分が多かったと認識しております。一方で、復旧・復興工事において、既存制度は原状回復を原則とすることから、人口減少や高齢化など将来を見据えた取組が困難な場合もあったと伺っております。

次に、3、産業・なりわいの再生を御覧ください。グループ補助金による新たな取組や高度化スキームにより、迅速で円滑な事業再生につながった一方で、施設や設備の復旧に時間を要したため、多くの取引先を喪失し、売上高にまだ苦慮している事業者はいると伺っております。

続きまして、4、原子力災害固有の対応についてを御覧ください。こちらについては非常に難しい問題ではありますが、風評被害の点において大きな課題が残っております。現時点においても、一部の国においては農林水産物の輸入規制が続いており、特に我が県に

おいては、震災前、韓国に輸出していた水産物のホヤでございますが、いまだに販路が回復しておらず、国内の販路拡大にとどまっております。

次に、資料の2枚目を御覧願います。5、協働と継承についてです。この項目もよかった点、うまくいかなかった点がいろいろとありますが、ここでは震災伝承関係を中心に触れさせていただきます。

まず、震災遺構や追悼施設について、復興交付金を活用して整備できたことは非常によかったものと認識しております。一方で、東日本大震災復興構想会議において策定された復興構想7原則に掲げる震災伝承の具現化に向けては、まだまだ取り組むべき課題があると認識しております。特に、実効性ある次世代への伝承を目指していく上で、現場の実態把握や各活動団体等に対する各種フォローが十分ではないと認識しております。

次に、復興を支える仕組みを御覧ください。復興事業における土地利用の推進におきましては、特区による事務処理のおかげで処理期間の短縮につながったと認識しております。しかしながら、特区制度では、日頃の各省庁とのつながりから、既存制度の柔軟な運用の可否を優先した場合もあったと伺っております。

最後に、7、その他を御覧願います。東日本大震災からの復興の基本方針において、復興期間10年間のうち前期5年を集中復興期間とされましたが、震災直後の状況で事業が集中したこともあり、5年間では計画どおりに完了できず、延長を要望させていただく形になった点を挙げさせていただきます。

宮城県からの意見は以上でございます。ありがとうございました。

○秋池座長

千葉様、大変貴重な御意見ありがとうございました。

続きまして、福島県企画調整部政策監の村田様、よろしく願いいたします。

○福島県（村田政策監）

福島県企画調整部政策監の村田と申します。本日はよろしく願いいたします。

それでは、福島県から説明をいたします。今回は復興政策10年間の振り返りということですが、福島においては複合災害がいまだ現在進行形であり、解決すべき課題が山積しております。このため、これまでの政策等を振り返りつつ、長い戦いとなる当県の今後の復興・再生に活かしていくことが重要であると考えております。

こうした認識から、当県からは、個別分野の復興・再生の取組実績を振り返りながら、現在の福島県にどのような課題があるのかという点について御説明することといたします。資料右上にスライド番号をつけておりますので、以降、この番号で説明を進めてまいりたいと思います。

早速ですが、スライド1を御覧ください。まず、当県が現在も直面する複合災害の経過等について、改めて御説明いたします。資料左上から、3月11日の地震から津波、そして12日以降の原発事故、風評被害と当県は未曾有の複合災害に見舞われました。当県にとって、東日本大震災は3.11に発生した地震・津波災害だけではありません。資料右上の四角囲みのところになりますが、原子力災害は県内全域に影響しています。加えて、震災から11年以上が経過し、風化の問題とも戦っていく必要があります。

以降のスライドからは、赤字で記載をした部分を中心に説明してまいりたいと思います。

それでは、スライド2を御覧ください。原子力災害は現在進行形であり、多くの困難な課題に直面しています。資料左上にありますように、全県的に根強い風評被害が継続しています。いまだ3万人近い避難者が避難生活を余儀なくされています。第1原発の事故対応が継続中であり、ALPS処理水の問題に加え、燃料デブリの取り出しなども含め、廃炉完了までには30年から40年の長期間を要するとされています。資料右側となりますように、帰還困難区域では、地震・津波被害の復旧作業にすら着手できていないところもあります。資料中央です。避難指示のあった地域では、その解除の時期により復興の進捗が異なります。

ここからは、個別分野の課題について御説明いたします。スライド3を御覧ください。避難地域の復興・再生についてです。資料上段に現状と取組実績を掲載しております。国の復興政策等を活用することで、生活環境の整備、農業・産業の再生など様々な分野で復興に向けた歩みは着実に前進しています。一方、下段に記載しましたとおり、多くの課題が継続しております。さらには、復興のステージが進むにつれて、今後新たに顕在化する課題にも対応する必要があります。帰還困難区域については、全ての避難指示解除に向け、国が最後まで責任を持って取り組んでいただく必要があります。

スライド4を御覧ください。避難者等の生活再建、県民の健康保持・増進についてであります。資料下段、課題に記載していますが、復興公営住宅の整備や避難者の見守り、相談支援等に取り組んできた一方で、医療・介護など、今後も帰還の促進と帰還した住民が安心して生活できる環境を整えるとともに、避難の長期化等に伴い個別化、複雑化してい

る課題にも対応する必要があります。

スライド5を御覧ください。原子力発電事故への対応についてであります。法律に定められた国の責務である除去土壌等の2045年までの県外最終処分に向け、国においては、全国的な理解醸成を確実に推進するとともに、県外最終処分に向けた具体的な方針や工程を早期に示し、県民・国民の目に見える形で取組を加速するようお願いいたします。また、県民の安全・安心の確保のため、環境放射線モニタリングの継続や除染及び除染後のフォローアップなどを着実に実施していく必要があります。

スライド6を御覧ください。風評の払拭、風化の防止対策についてであります。国の予算等も活用しながら取組を進めてまいりましたが、課題の欄に記載のとおり、諸外国による輸入の規制がまだ継続されるなど、風評が根強く残る状況です。また、ALPS処理水の問題は、福島県だけではなく日本全体の問題であり、国が前面に立って行動計画に基づき、政府一丸となった万全な対策を講じ、最後まで責任を全うしていただかなければなりません。

スライド7を御覧ください。福島イノベーション・コースト構想の推進であります。この構想は、大震災及び原子力災害により失われた浜通り地域等の産業回復に向け、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。課題の欄に記載したとおり、各施策の効果をビジネスにつなげ、効果を県全域に波及させていくことが重要であります。また、福島国際研究教育機構につきましては、イノベ構想を発展させ、その効果が広範なエリアに還元されるよう、関係機関等がしっかりと連携することが重要であります。

これまで御説明した各分野における現状・課題等を踏まえますと、復興を支える中長期的な仕組みをしっかりと確保することが極めて重要であります。

スライド8を御覧ください。まずは、体制であります。専任の復興大臣、復興庁の設置など、復興を支える体制の構築は被災地にとって心強いものであります。今後も、復興庁及び福島復興局との信頼関係、協働体制の維持・確保が重要であると考えています。

次に、復興を支える制度についてです。福島復興再生特別措置法は、本県の復興・再生の要であります。同法に基づく福島復興再生基本方針、福島復興再生計画に記載した取組を着実に実行していくことが極めて重要であります。

最後に、復興を支える財源についてであります。当県は、複合災害に伴う特有の課題が山積しており、加えて、復興のステージが進むにつれて、今後新たに生じる課題や多様なニーズにもきめ細かく対応していくことが不可欠であります。今後も切れ目なく、安心感

を持って復興に専念できるよう、十分かつ安定的な復興財源が確保されることが極めて重要でございます。復興に向けた、長い戦いが続く当県としましては、第2期復興・創生期間以降も、安定的な体制、制度、財源、これらの維持・確保が不可欠であると考えています。

最後に、中長期の取組が必要な当県の復興・再生を支える旗印としまして、これまで政府、有識者会議等で決定した内容の一例を改めて共有したいと思います。スライド9は、福島特措法に基づき国が策定した福島復興再生基本方針であります。スライド10は、平成26年6月に取りまとめられました福島・国際研究産業都市構想研究会の報告書であります。スライド11は、今年8月に内閣総理大臣決定された新産業創出等研究開発基本計画であります。なお、福島国際研究教育機構は恒久組織であること、復興庁設置期間終了後も、総合調整の役割を果たす司令塔機能を政府内に確保することが記載されております。スライド12は、令和3年3月に取りまとめられた福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言であります。

いずれも、福島の復興・再生は国の最重要課題であること、中長期の取組が必要であること、活力ある日本の再生、日本全体の成長のために不可欠であることなどが記載してあります。当県としましては、これらを拠り所としながら、国・市町村等と一体となって、今後も復興・再生に取り組んでまいります。

当県の資料が本有識者会議における議論の参考となれば幸いです。福島県からの説明は以上となります。

なお、明日から議会が始まるなど業務が重なっておりますことから、大変申し訳ございませんが、ここで退出させていただきますことを御容赦いただければと思います。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございました。

○秋池座長

村田様、ありがとうございます。3県の皆様、御発表ありがとうございました。この3県の御発表も踏まえた委員の皆様のお意見は最後の自由討議のときに御発言いただくとして、ただいまの発表内容について御確認なされたい点があれば、県の皆様がいらっしゃる間にお聞きできればと思いますが、何かおありでしょうか。お願いします。大西先生。

○大西委員

委員の大西です。岩手県の方に御質問させていただきたいんですが、去年の12月ですが、日本海溝等の巨大地震の被害想定というのが内閣府から公表されたと思います。それによると岩手県、特に北部では、場合によっては東日本大震災時を上回る被害が出るということだったと思うんですが、その地域で既にハードな意味での復興というのがかなり進んでいると認識しています。にもかかわらず、こうした被害想定が出たということについて、どういうふうを受け止めておられるのか、一言お聞きできたらと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。岩手県大畑様、いかがですか。

○岩手県（大畑副部長）

岩手県でございます。日本海溝・千島海溝地震の被害想定につきましては、復興防災部で算定をさせていただいております。沿岸市町村の受け止めといたしましては、東日本大震災を受けて、L1、L2それぞれ2つの津波に対応する防潮堤を構築してきております。

一方で、L2津波については、今後、防潮堤を越えるような大きな津波については、避難を軸として多重防御の考え方で対応していくということを震災後、防潮堤の復旧に当たって確認しておりますので、その点についてはいいのかなとは思っているんですけども、ただ、住民の皆さんのほうからすると、これだけ10メートルを超えるような防潮堤ができたにもかかわらず、被害想定の中では一番多くて7,000人、津波で7,000人の方が犠牲になるという被害想定になってございますので、これだけ大きな防潮堤を築いてもまだ被害がこれだけ出るのかという受け止めを持っておられる住民の方々もいらっしゃいます。

そういうことで、今、県では市町村と一緒に、大きな津波が来たとしても、避難を軸として今後どう対応していくか、あるいは、避難する上で必要となるハードは一体どういうものなのかというところを一緒に考えているところでございます。それを住民の皆さんと一緒に共有しながら、二度と東日本大震災で受けたような大きな犠牲は出さないという覚悟を持って取り組んでいくというところでございます。

○秋池座長

どうもありがとうございます。大西委員。

○大西委員

ありがとうございます。

○秋池座長

ありがとうございます。ほかに御質問おありですか。ほかの委員はいかがでしょうか。数があればまとめてと思いましたが。今村先生。では、まず藤沢さん、そして今村委員の御意見も伺った上で御回答いただければ。

○藤沢委員

委員の藤沢でございます。岩手県さんと宮城県さんに御質問です。

まず、岩手県さんのほうは、いただいた資料の4ページのほうで、事前復興の取組を進めていく必要があるというふうに書かれていただいております。国土交通省さんの調査によると、岩手県の場合、6割ぐらいの自治体がまだ検討が始まっていないというふうな調査もありまして、今後進めていくに当たって、課題でしたりあるいは政府側への期待などがあれば伺いたいと思っているのが1点です。

岩手県さんへの2点目ですが、10ページに復興基金の話が書いてあります。復興基金に関して、多くは被災者の住宅再建支援に向けざるを得ない状況であったと書いてあります。私の認識では、復興基金、長期的に活用可能なので、いろいろとほかのページでは心のケアなど長期的な課題があるということですのでけれども、本来、復興基金だとそういうものにも対応できたかと思いますが、なかなかそこには向けられなかったのかなというふうに認識しておりますが、何か復興基金の運用あるいは制度に関して課題意識があれば伺いたいと思っております。

また、宮城県さんにも1点御質問です。宮城県さんの6番の復興を支える仕組みで、やはり復興基金の運用の話が書いてありまして、直営方式で執行したが、宗教法人への支援など最適な運用について課題が生じたと書いてあります。こちらも岩手県さん同様に、この復興基金の運用について、制度・運用両面で課題意識がございましたらば、いただければと思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。今村委員、どうぞ。

○今村委員

今村でございます。私のほうは、宮城県の資料の2ページ目の5に協働と継承がございます。課題として3つ目に、民間企業やNPOと連携する上では個人情報保護の壁で制約される場面があったという記述がございまして、これは恐らく被災者の方の情報の件だと思いますが、具体的にどのような活動の際に問題・課題があったのか事例をお教えいただければ幸いです。

以上です。

○秋池座長

ほかの委員はよろしいですか。田村委員、どうぞ。

○田村委員

退席されてはいますが、議事録向けにということで、福島県に質問です。

先ほどいろいろと問題が複雑化しているというような話がありましたが、確かに、福島が経験した事例はこれまで世界が経験したことがないことですので、問題が複雑化しており展開が未知数であることも理解できるところです。ただ、過去の被災地でも復興が進むにつれ、被災者の課題は、全体的に対応すべきものから、それぞれの事情に沿って個別化すべきことに変化していくことが知られています。

福島県において、被災者に対して個別化した施策を進めていくためには、ある程度複雑化しているとはいえ、一定カテゴリー化して施策を進める必要があると考えます。ぜひとも福島県には、施策化するために、個別に対応すべき事例等も具体的にお示しいただけると、今後が考えやすくなるのではないかと考えます。

○秋池座長

ありがとうございます。それでは、まとめてお答えいただきたいと思うのですが、私からも、藤沢委員が復興基金について尋ねておられました。岩手県の資料10ページに、一番上の行のほうには裁量で用途を決められるとあるのですが、一方、下から2行目のところ

には、裁量をある程度認めた財源というお言葉もありまして、この辺りの御説明分けをしていただけましたら、より皆にとってクリアになるかと思えます。以上、よろしく願いいたします。

では、まず、岩手県大畑様、いかがでしょうか。

○岩手県（大畑副部長）

岩手県でございます。藤沢委員から頂戴をいたしました事前復興の取組についてでございます。事前復興の取組につきましては、県内市町村、まだ取組が始まっていないところも多うございます。そうした中で、今年度、国土交通省で作成をいたしております手引を基にして、市町村向けのセミナーと申しますか説明会を開催して、市町村の理解促進を図ろうということをご考えてございます。それを実施した上で、市町村の事前復興の取組を前に進めていけないかというところでございます。

また、県といたしましても、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震津波というものが想定されますので、それに向けて、災害対応から復興までの手順を整理した形のものをつくれないうるか、あるいは、災害マネジメントサイクルの観点からそうしたことを検討してまとめられないかということで、今、取組を進めているところでございます。まだ目に見える形のものにはなってございませんが、そうしたものを取りまとめて、県・市町村一緒になって事前復興という取組を今後進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、藤沢委員からいただいた2点目、復興基金でございます。復興基金につきましては、本県で活用可能な復興基金は約300億円でございます。そのうち約180億円を住宅再建の助成、支援に回しております。そのほか国民健康保険、後期高齢者医療制度における一部負担金免除に要する経費に約36億円、それから、中小企業の被災支援の復旧等に約14億円ということで、今までのところ約290億円ほど活用してございます。残り十数億円というところでございますけれども、今後のニーズに応じてこの復興基金については活用していきたいというふうに考えてございます。

それから、座長さんからお話を頂戴いたしました復興交付金のお話についてであります。復興交付金につきましては、特に効果促進事業につきましては、いわゆるネガティブリストに該当しない事業につきましては、被災自治体の一定の裁量の下で執行できるという点で、そこについては大きな意味があったと考えております。

一方で、執行していく過程の中におきましては、ネガティブリストに該当していなくて

も、事業の必要性を相当吟味、審査されたという点もございますし、被災自治体のほうで積み上げた事業費1件1件査定して、内容をチェックされるというところもございましたので、被災地の現状を捉えたスピード感のある事業展開というところでは課題があったのではないかと考えてございます。

当然、復興交付金につきましては、国費という点で国としての説明責任も問われますので、事業執行していく中では、事業の必要性であるとか、経費積算の妥当性、そういったところをチェックしていくというところは致し方ない部分もあるとは思いますが、被災自治体としても当然説明責任は負うものと考えてございますので、その点をより重視しながら、事業の必要性だとか事業のボリュームといったところは、被災自治体に裁量を任せる部分があってもよかったのではないかとということで資料のほうは整理をさせていただいているところでございます。

以上です。

○秋池座長

どうもありがとうございました。それでは、次に、宮城県千葉様、お願いできますか。

○宮城県（千葉理事）

1つ目、藤沢委員からの御指摘、御質問がございました。資料2枚目の6の復興を支える仕組みの中で、基金の運用についてということで、宗教法人の件を記載させていただきましたが、これにつきましては、直営方式と財団方式をどのように運用するかは各県の判断に任されておったわけなんですけど、速やかな基金設置と迅速な事業実施を可能とするため、我が県では直営方式を執行しました。財団方式であれば可能であった宗教法人等への支援が十分行き届かなかった部分ということもございますので、最適な運用については今後の課題であると考えておりますが、何よりも速やかな事業の推進ということになりますと、宗教法人に限らず、可能であった事業支援もなかなか行うのが難しいというようなところもあるのではないのでしょうか。

それから、2点目で、今村委員からの御質問でございます。個人情報5番の協働・継承で言う個人情報の壁というところがございますが、実際これは、被災者の支援について、災害ケースマネジメントが被災者それぞれに必要なであるというような議論の中で、あらゆる支援主体がいろいろな被災者の個人情報をどのように扱っていけばいいのかというのが、

なかなか統一的な判断ができず、今後、個人情報でどのような取扱いが必要かという結論が出なかったということで、制限されたというような表現で書かせていただきました。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。田村委員の福島県に対するものは、議事録に残すということにさせていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、3県の皆様、誠にありがとうございました。この後は、復興庁からの説明と委員による自由討議になりますので、御多用の方は御遠慮なく御退室ください。

議事1につきましては以上です。

それでは、2つ目の議事に移ります。第1回会議を踏まえた取りまとめの骨子案等について、復興庁から説明をお願いいたします。

○岡本審議官

復興庁審議官の岡本でございます。お手元に資料4、前回の会議の御意見、資料5として関連資料、それから、資料6で10年間振り返りの骨子案ということで、3点一括して御説明させていただきたいと思います。

まず、資料4でございますが、こちらにつきましては、基本的な整理の考え方としては、いただいた御意見につきましては、先ほどの資料6の振り返りの骨子案、これは前回目次を示させていただきましたが、今、ファクトを少しずつ箇条書き形式で整理させていただいております。今後、内容を精査する中で、資料を読んでいたいただいた御意見についてもその中で順次反映させていただくということで、基本的に整理を進めたいと考えてございます。

それから、前回御意見で文書全体の取りまとめの方針、あるいは活用の方法についても御指摘をいただきましたが、今後、記載の充実あるいは公表方法などについても十分留意しながら進めていきたいと考えてございます。

本日は御意見につきましてさらに御議論を深めていただくということで、資料5の関連資料を用意させていただいております。東日本大震災での御意見に対する取組ですとか事例などを整理したのになりますので、本日はこちらの資料を中心に御説明をさせていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目以降でございます。まず、前回の会議で復興の定義や、あるいは、あるべき復興の姿、それから、減災の考え方について御意見を頂戴しました。2ページ目、中身の説明は省略させていただきますが、復興構想会議での復興構想7原則、それから、3ページ目になりますが、これも同じく復興構想会議での減災の考え方、それから、4ページ目でございますが、復興基本法で基本理念を定めてございます。それをそれぞれお示しさせていただいております。

また、復興の評価についても前回御意見をいただきました。5ページ目を御覧ください。東日本大震災で設定されました目標、それから、これは中心的にはアウトプットベースということになりますけれども、実績を整理したものにります。

また、関連しまして、6ページ目でございますが、生活の復興度合いというものを測る指標として、これは本日御参加の田村先生が震災から6年目に実施をいたしていただきました調査の概略をお示ししております。後ほど、この点については、先生からもし補足のコメントなどあれば頂戴できればというふうに思っております。

続きまして、人のつながりですとか、あるいは人の復興に関する御意見を頂戴しました。7ページ目と8ページ目でございますけれども、被災者支援総合交付金による被災者の生きがづくりへの支援について、簡潔に紹介をさせていただいております。

また、避難所の運営などに関する課題についても御意見を頂戴いたしました。この点につきましては次の9ページ目、10ページ目を御覧いただければと思いますが、基本的には、東日本大震災を契機といたしまして、災害対策基本法の改正ですとか、あるいは避難所運営に関するマニュアル整備などが進められているというふうに承知をしているところでございます。

続きまして、まちづくりの関係になります。事業の規模に関する御意見ですとか、あるいは、将来の維持管理費の負担についての御意見を頂戴したところでございます。資料5の11ページでございますが、こちらは国交省がつくっておりますインフラ長寿命計画の抜粋でございますけれども、こちらにおいて将来のインフラの維持管理費の縮減のためには、いわゆる予防保全型のメンテナンスが重要であるというような整理がなされているところでございます。

これに関連しまして、先ほども御意見いただきましたけれども、事前復興の取組の重要性についても前回御意見を頂戴いたしました。12ページ目でございますが、これも国交省のほうで東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会というのを開催し

てございまして、下段を御覧いただければと思いますが、今後の復興まちづくりへの教訓ということで、大災害は人口減少、過疎化等の社会トレンドを加速化させるため、平時からまちの将来像を検討していくことが重要ということで、事前復興の一定の考え方が示されてございます。

続きまして、13ページ目になりますが、これも先ほど御意見いただきました自治体における事前復興の取組状況について、掲載をさせていただいてございます。一定の限られた時間制約の中で、合意形成、あるいはスピードを両立させた復興まちづくりを進めていくというためにも、こうした取組が重要であるというふうに考えております。

続きまして、14ページ目以降、用地問題の制度改善についても御意見を頂戴したところでございます。14ページ目では、復興大臣を司令塔といたしましたタスクフォースを立ち上げまして、用地取得加速のための財産管理制度、あるいは、土地収用制度の改革、それから、工事施工の効率化に向けた、例えば、埋蔵文化財調査の迅速化ですとかURによる事業協力など100近い措置を講じまして、用地取得率や工事着工率が大幅に上昇したという概略でございます。

15ページ目と16ページ目はそれぞれの取組の詳細でございますので、後ほど御参照いただければと思います。

また、いわゆる所有者不明土地に対する対応ということでも御意見を頂戴しました。こちらについては、17ページ目、ちょっと細かい資料でございますが、政府全体で所有者不明土地問題の推進の工程表というのを策定してございまして、主に赤枠でくくっているところでございますが、所有者不明土地の特別措置法の制定をはじめとして、各種関連法律の整備が順次行われているという状況でございます。

続きまして、産業・なりわいの関係でございますが、18ページ目以降になります。いわゆるグループ補助金に関しましては、その後の売上げ回復に結びついているかどうか、そこが課題だという御意見も頂戴をいたしました。まず、18ページ目と19ページ目では、売上げの回復状況についてのデータの整理をしております。業態によりましてそれぞればらつきがございますが、販路の喪失ですとか、あるいは、最近ですとコロナの影響というのが多いといったようなデータになっているところでございます。

続きまして、20ページ目でございます。いわゆる販路創出などの事業環境の変化に対応するため、グループ補助金、制度改善をいたしまして、新分野の事業展開を図ったという事例を紹介させていただいてございます。

それから、続きまして、21ページ目でございます。グループ補助金、結果的に過剰な、過大な設備投資になっていないかといった御意見を踏まえまして、地元金融機関あるいは商工団体にヒアリングをしたものになります。左側でございますが、幾つか下のほうにコメントがございますけれども、きちんと目的を持った設備投資を行った事業者が現在優位に立っているなど、適正な規模での復旧が大事だといったようなコメントになっているかと思っております。

また、右側でございますが、補助で導入した設備などの財産処分あるいは転用制限といったことが事業転換の妨げになっていないかということにつきましては、一定の法令上の原則はございますけれども、個別の状況に応じてきめ細かな対応を行っているとか、あるいは、商工団体の方からは、適切な設備導入を検討するようにあらかじめしっかりと念押しをしているといったようなコメントも頂戴しているところでございます。

続きまして、原子力災害の関係になります。今後の課題を整理すべきという御意見を頂戴いたしました。22ページ目以降、順次、事故収束ですとか、あるいは環境再生の取組、23ページは主に帰還の関係でございます。

それから、24ページは、浜通りで産業集積を図るということで、福島イノベーション・コースト構想の取組、それから、25ページ目、これは来年4月に設立が予定されてございます福島国際研究教育機構の整備の関係でございます。

それから、26ページ目、農林水産業の再生あるいは風評被害の取組、こういったことに今後政府としても全力で取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、27ページ目と28ページ目でございますが、避難指示の解除の時期と居住率の関係について御意見をいただきました。解除時期と居住率、それから帰還意向の関係を整理してございますが、多少ばらつきはございますけれども、避難指示解除時期のタイミングと居住率、帰還意向には一定の関係性があるということが読み取れるのかなというふうに思っております。いずれにしましても、政府としては、地元に戻りたいという住民の方が早く戻れるように、帰還環境の整備など引き続き取組を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、29ページ目以降、協働と継承の関係でございます。まず、ボランティアなどの方をスムーズに受け入れるための取組についての御意見を頂戴いたしました。29ページ目は、被災者支援コーディネーター事業というのがございまして、こちらでNPOの活動

の交通整理をするというその中間支援組織に対する支援を行っているという事例の紹介でございます。

また、職員派遣についても御意見を頂戴しました。30ページ目と31ページ目、大きく職員派遣のスキームの概要と実績を整理したのになります。また、国の若手職員につきまして、地元市町村の副町長クラスへ派遣された実績についても、これは次回また、整理できればお示ししたいというふうに考えてございます。

続きまして、32ページでございます。震災の記憶の継承の関係で、デジタルアーカイブ等の重要性についても御意見を頂戴いたしました。32ページは、国立国会図書館のほうで「ひなぎく」というポータルサイトを立ち上げておりまして、音声・動画を含めて現在約400万件以上デジタルデータが検索・活用可能となっているという事例の紹介でございます。

続きまして、1枚飛んで34ページ目以降、復興を支える枠組みということで資料を整理してございます。まず、34ページ目は復興庁の役割、組織の関係でございまして、大きくは復興庁、内閣直属の組織としまして復興政策の取りまとめ、あるいは、復興予算の一括要求・配分、被災地への一元的な窓口機能等の事務を所掌してございます。35ページ目はその組織の図、それから36、37ページは復興庁の設置法の関係でございまして、説明は割愛させていただきたいと思っております。

また、38ページ目でございますが、発災直後からの政府の体制の変遷ということ、それから、39ページ目は、復興庁の内部組織の編成の状況でございます。40ページ以降は、復興庁の人員体制の関係でございまして、40ページ目が、常駐職員の数の推移、それから、41ページ目は、各省庁からの出向者数の内訳ということでございます。また、42ページ目で、民間企業者の方からも多く出向で御協力をいただいておりますが、その推移を整理させていただいたものとなります。

最後、43ページ目以降でございますが、地方の財政負担の関係でございます。いわゆる復旧・復興事業とか、あるいは職員派遣等における被災自治体の財政負担を解消するという観点から、地方負担分の全額に震災特別交付税を充てるということで対応してきましたけれども、最後、45ページ目になりますが、中ほど、黒枠で囲ってございます、第1期の復興・創生期間に入るに当たりまして、この中、青字で記載がございましてけれども、復興交付金の効果促進事業ですとか、あるいは復興支援道路など、一部に自治体負担を入れるという見直しが行なわれたところでございます。

本日は、こうした負担の在り方も含めて、引き続き、委員の皆様方から忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

資料の説明は以上でございます。

○秋池座長

御説明ありがとうございました。

それでは、自由討議に入りたいと思います。今回は、前回と逆の順番、逆五十音順にてお願いさせていただきます。早速ではございますが、増田座長代理よりよろしくお願いいたします。

○増田座長代理

座長、どうもありがとうございます。

まず、総論的な話でありますけれども、今回、復興庁が取りまとめをなさっていくわけですが、ファクトは当然きちんと押さえる必要がありますけれども、そうした施策の経緯はもちろんですが、そのほかに、きちんと当時その地域の持っていた課題ですとか、それから、既にある制度・施策では対応できなかった理由、新たなものをつくらなければいけなかった理由、それから、そうした施策がつくったものはきちんと活用されたのか否か、可能な限り定量的な形で示して、それで後世に残していくことが必要であると思います。特に活用のあたり、実績等も含めてきちんと示すことが必要だろうと思います。今のが1番目です。

それから、2つ目なんですけど、これはなかなか悩ましいというか難しいことですが、様々なまちづくりの事業が長期にわたり、なおかつ、人口面からいうと、どうしても過大だと今評価せざるを得ないようなものが現実に進んできたということがあるんですけど、これは先ほど復興基本法が書かれておりましたけれども、基本理念にいろいろ書いてありますが、単なる災害復旧にとどまらない、活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策等々云々が書いてあるんですけども、どうしてもその当時、そして、まだ今もややそういうことがありますけど、人口について減るといって、人口減少ということが地域の衰退とイコールのような形に認識をされてきていて、どうしても人口を維持する、あるいは少しでも増えるといったようなことが再生ということにつながるという、そういう認識あるいは思いというのが広く広がっているように思います。

社人研の将来推計人口というものが一方でありますので、2020年国調ベースのものは来年に最終的に出ると思いますが、市町村別であり、30年後ですから、2050年まで5年刻みで2030年、35年、40年、45年、50年と5年刻みで、しかも、男女別に5歳刻みで、ゼロ歳から4歳、5歳から9歳とかそういう形で出ます。

もちろん、福島だけは来年も多分出ないような気がします。原発の影響も推計が難しいのです。ただ、それ以外の岩手、宮城は、こういった将来推計人口が出て、中位推計、高位推計、下位推計がありますが、基本的に今、下位推計のほうで進んでいます。要は、推計といいつつ、これまでのことから見ると、ほぼそのとおり、あるいは、それ以上の減少が進んできているという状況を見ますと、地域の考え方を優先しつつも、この復興についての事業については、基本的には、この社人研の将来推計人口を根っこに、きちんと事業規模などについて精査するような、そういう考え方というのをここできちんと打ち出せることができればと思います。

ただ、もちろん、市町村別といっても、事業自体はその中のある地域で行われていくので、それをどこまで事業の中に反映できるかということですが、そういった将来的な考え方につなげる意味で、今回の各地域での事業について冷静に分析をする必要があるのではないかと思います。

それから、総論的に、3点目ですけれども、歴代の復興大臣ですとか現地対策本部長を務められた国会議員、様々な過程で御苦労された地元の地域のリーダーですとか、それから個人の話なども、可能な限りオーラルヒストリーとして記録に残しておくことは後世のために有意義でありまして、なかなかこれについては、特に歴代の復興大臣ですとか国会議員の皆様方のお話というのはなかなか聞く機会もございませんので、これは復興庁のほうでお願いをすればかなり集まるのではないかと思いますので、ぜひそういったこともお考えいただければと思います。

最後に、この関係で先ほど御紹介あったデジタルアーカイブについて、「ひなぎく」というあれは大変よかったと思います。そういうレファレンス機能がございますが、実物としての震災遺構等々現地に多くのものがございますので、デジタルのコンテンツに限らず、リアルのものも含めてタイムリーに復興庁のほうでそういうレファレンス機能的なものを更新されて、どこどこにどういったことがあるというようなことを常に復興庁の何かを参照すれば全体像が分かるという形にしておいていただけると大変いいと思います。

あと2点だけ簡単に申し上げます。地元負担、当初ゼロだったのが、途中で変更になっ

て少し負担が出ましたけれども、事業が負担ゼロで過大になったという側面が否めないと思います。復興庁が当初、使い勝手の観点で自治体の自由度がないということで、査定庁だ、査定庁だと揶揄されたり批判された部分もあって、それはそれ自体として、そういう部分もあったかどうか冷静にきちんと検証する必要があると思いますが、事業規模の適正化や事業の絞り込みということを通じたことを通じて促したという事実も一方ではあると思いますので、その辺りについて、特に財政との関係で言いますと、復興増税、大変よかったと思いますが、そういう財源についての確実性が出ましたけれども、その使い勝手を誰がどのようなプロセスで決めていくことが一番いいのか、その時点で地元の意向をどう組み入れるのが一番いいのかといったようなことです。民主的な策定過程というんでしょうか、税金は国民の思いが籠もっているものでありますので、その辺りについてもよく検証していく必要があると思います。

それから、防集、集団移転の移転元の地域では公有地と民有地が混在をしております、その後の土地利用に支障が生じている地域がございますので、細かなことですが、今行政が買い取ることができる対象用地が住宅地ですけれども、農地や商業地も追加できるとより柔軟に対応できるのではないかと思います。この点も、これは今後の教訓ということになるかもしれませんが、考えていただく必要があるかと思います。

以上でございます。

○秋池座長

どうもありがとうございました。

それでは、この後は、藤沢委員、田村委員、今村委員、大西委員という順で御意見を賜ります。それでは、藤沢さん、お願いします。

○藤沢委員

藤沢でございます。資料の中に私のコメントを先に書かせていただいております。お伝えしたいのはこの内容なんですが、ちょっと補足しながら説明したいと思います。

まず、総論のところですけれども、非常に大事な議論をされていますので、発信の仕方、工夫いただければと思っております。ここで書かせていただいているのは、今後の議論の中で、特に重要な点がこれからも出てくると思いますので、その辺りは特集的に特出して詳細に記述するとか、概要などでも強調していただけるといいのかなというふうに思っております。

2番目、被災者支援ですけれども、超長期的な課題で、一定の区切りで被災者支援が終わるわけじゃないというのが難しい点だと思っております。どうしても政策で、先ほどアウトプットのものも出していただきましたが、どうしても事業期間内でどこまで行ったのかというところで評価されがちなんですけれども、例えば、自治会がどのくらいできたかということがよく指標として出るんですけれども、どうしても長い目で自治会、特に公営住宅の自治体などはどんどん減っていく傾向に必ずありますので、そこだけではなくて、実際に被災された方のつながりが維持されているかといったような状態目標が重要ですので、その辺りの観点も触れていただけるといいのかなと思っております。

3番目が住まいとまちの復興で、事前復興について、先ほども岩手県さんからもお答えもいただいている、かなりこれから県としてもやっていくということを伺いましたけれども、なかなか自治体が余力がありませんので、この辺り、県も頑張っただけでもフォローしても簡単には進まないし、進んでも中身がどうしても限られたものになるのかなという感じはしております、国としてどういうふうはこの事前復興を全国的に進めていくのかということは何らか記述いただけるといいのかなと思っております。

4番目、産業・なりわいの再生のところですが、こちら、ヒアリングをしていただけたということで、ありがとうございます。21ページ見させていただきました。同時に、確かに補助金申請時に適正規模でやるということができるといいんですけれども、どうしても直後はなかなか先が見通せず、取りあえず大きめに出してしまうということが起きやすいのが現実としてあるのかなというふうに感じております。段階的な支援をするとか、あるいは、事前復興を見てみると、国交省さんがやられていることもあって、まちづくり関係中心なんですけれども、産業面での事前復興をもう少し考えないといけないとか、事業者を支援するだけだと限界があるかなという感じはいたしておりますので、まだ検討が必要かなと感じています。

6番です。協働と継承のところ、自治体に対しての副市長などの国からの派遣などは次回お示しされるというふうには先ほど伺いました。ここに書かせていただいて、2ページ目、3ページ目に参考としてつけていただいておりますけれども、国、復興の段階で送られた制度を応用する形で、この地方創生人材支援制度というのができて、毎年派遣されています。ポイントは派遣する制度に加えていろいろマッチングを丁寧にとるとか、あるいは、研修などを行うことで行く方を増やす、あるいは、行った方をサポートすることを維持できているのがポイントかなと思っております、今後も災害が起きたときに、同様の

取組を考えておくといいいのかなというふうに考えているところです。

最後、復興を支える仕組みですが、最初の市町村を超えた単位の主体が必要と書いております。どうして私も自治体と向き合うことが多いんですけれども、確かにいろいろと使える予算はあるんですけれども、職員数を一気に増やせませんし、既存の事業とのバランスなどを考えて、なかなかスピードとかメリハリ、これは復興庁が査定するだけじゃなくて、自治体側でもかなり抑えてやっているなという感じがいたします。そういう意味では、迅速な復興を進める上では、自治体の枠組みを超えて、優先順位を持って進めるような主体が自治体に加えて必要だなというふうに感じています。

これは県がやるというか、何か第三者的な主体がつけられていることが大事かなというふうに感じております。これまでは、復興基金などを活用して主体ができていたわけなんですけれども、この辺りが東日本の場合はできなかったと思いますし、その後の災害でもあまりできてないなと感じております。

復興基金についても、先ほども宮城県さん、岩手県さんからもお話がありましたが、ちょっと踏み込んで書いていますけれども、複数年度で予算をやっていく、特に中越の基金なんかも15年以上続いていました。本来、東日本、5年間で大変だったとかいろいろ話がありますけれども、もうちょっと長期的な取組が必要。もちろんハード的な復旧・復興はすぐにやったらいいですし、帰還という意味では急がないといけいけない面もあるんですけれども、それとまた全然違う観点で、被災者の支援というのは長きにわたったりしていきますし、アーカイブなども長きにわたりますので、事業性質によって少し予算の書き方が変わるべきで、復興基金なんかは長く使えるので、もうちょっとソフト的な支援に活用できたらよかったですけれども、直営方式だとそれがなかなかかなわなかったというふうに認識しています。

そういう意味では、少し外部委託をして、少し柔軟にできるようなやり方を復興基金を使うときにはベースにする。予算的には十分なので、あれが大きなところに使われてしまったというのが課題だと思っていますので、少し予算、抑えたものを長期にわたって使えるような仕組みを併用すると、むしろ全体としては効果的なのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。田村委員、お願いします。

○田村委員

資料5の6ページにありますように「復興を検証し、効果的に進めるためには、復興の度合いや課題を測るための目標や指標が必要ではないか」という話をしたいと思います。

過去の事例として、阪神・淡路大震災の話をさせてください。阪神・淡路大震災の復興のモデルというのは、社会基盤の復興があって、その上にまちの復興、住まいの復興、経済の復興があって、その3階建ての3階目に被災者の生活再建があるというモデルで復興が進んできました。阪神・淡路のときは、一番下の社会基盤、道路、水道といったものの社会基盤の復旧に2年、まちの復興に5年、住まいの復興に5年、そして、経済については、実は地元も全国も実は戻らなかったというのが、評価となります。それらはマクロ指標で測ることができました。経済的にはリーマンショック等もあり、被災地の経済のみならず、全国的に厳しい状況でした。そうすると、支えとなるべき2階部分がガタガタしておりますので、被災者の生活再建はどうだと、みんな成し遂げられなかったのかということ、そうではありません。

社会基盤、まち、住まい、経済の復興が、被災者の生活再建支援を下支えするだけではなく、被災者への直接的な生活再建支援策も実施されています。被災者が生活再建できたのか、未だ道半ばなのか、被災程度や個人の状況によって、その復興度合いは様々であることが知られています。では、被災者が主観的に生活再建度合いについてどうお感じになっているかということをお聞きしなければ「何割の被災者が復興できた」と言うことはできないという考えで、兵庫県と研究機関が連携をして生活復興調査を実施いたしました。その中で、見つかったものがここに示されているところです。まず、被災者の生活再建実感という主観的なものを、どう客観的に測るのかということに工夫をこらしました。実は「生活」というのは、それまで世界の研究の中で規定されたものはありません。なので、災害後の生活という意味では、この7要素がバランスよく元に戻れば復興感が高くなるということが研究的に知られているということです。

阪神・淡路大震災の後、神戸市は住まいの再建に一生懸命取り組むのですが、被災者の復興度合いや満足度が上がらない。どうしてだろうと研究者と調べてみると、住まいを含む7つの要素がバランスよく、向上しなければならないということが分かりました。今では当然のように言われる「人と人とのつながり」「次の災害へのそなえ」「こころとからだ

のストレス」それから「個人の暮らし向き」そして、ふだんは関わりがなかった「行政とうまく関われるか」どうかといったことが指標になるということがわかりました。調査結果を分析したものにより、できるだけ被災者の生活再建度合いを目に見える形にしようと試みました。

東日本大震災の被災地に対しては、復興庁を通して被災自治体にも御協力をいただきまして、平成28年に調査を実施しました。被災3県に2,000票ずつ調査票をまき、36市町村のから39.1%の方に回答いただいています。回答者は、無作為抽出で選んでおりますので、個人的な被害が甚大な方/そうでない方というのではなくて、被害が甚大であった自治体の中から無作為に人を選んで実証しています。

岩手県、宮城県、福島県それぞれの生活復興感得点を見ていただき、阪神・淡路大震災の5年目と比べていただくと、東日本大震災の生活復興感が、阪神・淡路と比べてどのような状況であったのかというようなことも見ていただけます。

それから、もう一つ、ここには載っていないんですが、復興カレンダーというものがあり「被害の全体像をつかめた/仕事が元に戻ったのはいつですか」と復興の時系列的段階がいつであったのかを被災者に尋ねています。そして、最終的に「もう被災者だと思わなくなった」という指標と、それから「地域の経済状況は震災の影響を脱した」のはいつかということに答えていただきました。この2つを直接的な被災者の復興を成し遂げたという指標として、兵庫県と研究機関では当時採用しました。

阪神・淡路大震災の被災地では10年で8割、そして、6年目あたりで6割の被災者が「もう被災者ではない」とお答えをいただきました。ただ「地域の経済状況は震災の影響を脱した」のはいつかという問いに対しては、あまり高い割合の数字は、10年たっても得られませんでした。

ただ、御理解いただかなければいけないのは、今申し上げた事例自体は阪神・淡路の事例ですので、東日本とは違います。そして、福島の実例は特別なものですので、それが、調査票の指標に多く加えられているわけではありません。ただ、議論すべきは、被災者の皆さんが主観的にどう思われているかということです。とても極端な話をすれば、まちが元に戻ってなくても復興感の高い方はいらっしゃるでしょうし、まちの状況はよくても、いろいろと御自身のことで、つらい経験をされている方がいる。

じゃあ一体、つらくて復興感が低い方は、全体状況が悪いからなのか、いや、その方の個別の課題なのか。もちろん個別の課題も、同様の課題をかかえる方が何人もいらっしゃる

れば、その方々を支援しなければいけません。つまり、復興が進むに従って、全体がどうなのか、そして、それを規定する要因を分析することによって、個別の課題というものを特定して、より施策を丁寧に寄り添うような形で展開をしていく。ただ、全体については、もうある程度皆さん復興されていることがわかれば、行政でも一定の自信をもって、全体施策の中に併合して展開していくというような形です。

なので、繰り返し申し上げますが、決して復興感が戻らない方を置き去りにするものではなく、より焦点を当てるために、こういった指標を設ける必要がある。研究者としては、今からでも復興庁でぜひこういったことをやるべきだというふうに思っておりますし、今後の教訓として、こういった科学的根拠に基づき、復興を図る指標によるモニタリングが最初からあれば、ほかの被災地と比べて施策を考えることもできるのではないのでしょうか。

○秋池座長

ありがとうございました。今村委員、お願いします。

○今村委員

私のほうからは振り返りが2点、また、今後について3点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず、振り返りの第一は、復興期間でございます。被災地の計画からまた実施までの期間、10年1期、そして2期になってございますが、これらは人間・社会の視点であるかと思えます。もう一つの条件として自然災害の視点もあり、巨大地震の場合、昨年もございました、今年もあったわけなんです、複合災害の1つと考えてもいいんですが、11年経過しても余震活動がまだ終わっていない。まだ復興がない中、先日も余震によって大きな被害を受けて、その支援をどうするのかということがあります。改めてこの期間という定義、考え方が重要ななと思っております。

2つ目の振り返りは、いろいろなプロセスの中でボトルネックを確認することが重要で、それぞれ検討がされているわけなんです、それをしっかり把握するということが益々重要かと思えます。復興庁設置前なので、今回は、この有識者会議の対象外と伺ってございますけれども、まずは、初期対応の中であれだけの犠牲者が残念ながら出てしまった中、実は行方不明者の方の捜索、身元確認等々、まさに復旧・復興に行く前の段階で非常に大変な状況であったということをお伝えしなければいけないんだろうなと思ってお

ります。

今後について3つでございまして、先ほど来、事前復興という話が出まして、この推進は、私は都道府県がかなり核になって各自治体支援をしながら推進していただきたいと思っております。最近の事例としては、高知県が非常に網羅的な、特に3・11での実態と教訓を受けてガイドラインをつくってございますので、非常に参考になるかなと思っております。

また、先日、復興推進委員として岩手県を視察させていただいた中で、やはり人口の問題が出ました。残念ながら減少という傾向は変えられませんが、地域での取組の中で、交流人口また関連人口というのを広げていく。これは重要なファクターであるかと思えます。これをどういうふうに定義して、復興の中に入れてモニタリングするのかという対応が将来必要になるかなと思っております。

最後でございますが、先ほどの資料の5では、アーカイブのところで触れていただいたんですが、この震災が海外からどう見られているのか、また、海外へ我々がどのように発信できるのかという点では、2015年の仙台防災枠組みが重要であり、これは2030年まで続きます。ちょうど来年にミッドタームレビュー（中間評価）ということで、何ができて何が課題なのかというところが世界でまさに議論される予定でございますので、ぜひ復興庁からいろいろな形で発信していただきたいと思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。大西委員、お願いします。

○大西委員

ありがとうございます。資料8に私の用意した意見のメモがありますので、それを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

このメモの原型は、実は前回の会議の前に用意していたんですが、手元に置いておりました。それで、これに沿って前回もある程度、幾つかの項目について発言をしました。重複もあるメモをまた使う理由は、今回の骨子案を拝見すると、最初に申し上げる点ですが、振り返りに当たってというところがありますが、全体の記述がいわゆる達成度評価、試みたことがどれだけできたのかということにとどまっています、あるべき復興の姿か

ら見た評価とか、つまり、評価の部分がまだ記述が十分にされていないという印象を持ちましたので、繰り返し確認しておくことも必要かなと思って以下申し上げるということでございます。

全体としては、したがって、やろうとしたことがどれだけできたかということだけではなくて、やろうとしたことだけでよかったのかとか、やろうとしたことが十分だったのかとか正しかったのかという視点からの評価というものも併せて行うべきではないかということでもあります。

各論ですけれども、1つ目に、これも記述されていないように思うんですが、復興庁の設立と活動の意義について述べておくことが必要ではないか。これについては、復興庁が書く総括で褒めるというのは自画自賛になるおそれもあるので、例えば、委員会の意見ということで書いていただくのも1つの方法かと思います。災害が非常に広域に及んで深刻だったため、復興に長期間を要したということなので、復興への資金的、人的あるいは技術的な支援というのを国を挙げて行うということが必要な災害だったというのは論をまたないと思うわけです。

それで、復興に関わる司令塔というのか、政策立案機能、あるいは総合調整を行う機関が国に設置されて、その下で公平な格好で被災地の支援が行われてきたということは非常に意味があったというふうに思います。そこを整理して、復興庁の活動の意義について整理しておくべきではないかというのが1点目です。

2点目以下は、今の記述では物足りないということで、少し批判的なこととなります。2点目は、同様な災害を繰り返さないという視点が必要ではないかと。その観点から評価するということが必要ではないかということで、先ほどの岩手県の方への質問で申し上げましたけれども、千島海溝・日本海溝の被害想定では、海溝の巨大地震・津波の被害想定では、なお今回を上回るような被害が出るということで、どうしてなんだろうという疑問が被災地、想定されている地域の方からは出ていると思うんです。

これは一方で、言わば地球物理学的な観点から被害が想定されている。一方で、直近の大きな災害に対応して対策するということなので、そこにずれが生じていることはやむを得ない。ずれがだんだん大きくなるおそれもあるわけです。それを埋めるには、ハードだけではなく、避難とかあるいは安全な場所に居住地をつくるとかいうような、防潮堤・防波堤だけではない対策というのが重要になってくると思うので、特にこうやって被害想定が新たに出てくるのに対応して、また一からやり直すということではなくて、減災という

観点からいかに人命を守るのかということで今後対策を講じていくべきだと思うので、そういうことについて言及する必要があるのではないかと。

それから、3点目は、国民負担に基づく復興事業、これが過不足なく行われたのかということです。様々な事業が行われて進捗しているということは整理されているわけですが、先ほども増田先生から人口減少の中で事業が過大になった面があるのではないかとという趣旨の御指摘があったと思うんですが、私も結果としてはそうなっている局面があると思っています。

それから、もう一つは、特に防災集団移転事業なんかでは、単位がかなり小さくなって、全体でたしか四百数十移転しているので、1事業の移転の単位というのがかなり小さくなっていて、そこに想定した人が戻ってない、あるいは、これからどこまでその集落は保つのかということも心配される中で、社会生活の維持という観点からはいろいろ問題が、不安があるのではないかと。思うんです。

そういうことを含めて、今の移転事業が最終完成形ではなくて、これをどう維持していくのか、あるいは活性化していくのかということは残された課題でもあるというふうに思いますので、そういうことについて示して、地域での取組への期待ということが述べられる必要があるのではないかと。思うんです。

それから、この点に関連して4番目ですけれども、30兆を超える40兆円近い復興事業が行われた結果、その特に投資的な社会資本が整備されたものをどう維持していくのかということは大きなテーマで、国費も入って地域で行われて、今度は地域がそれを維持していくということになると、ギャップが生ずるわけでありまして。これを後年度負担、財政負担をどうしていくのか、そろそろ考えていく必要があるのではないかと各地で心配があるだろうと思います。

それから、5、6、7は福島等も念頭に置きながらということですが、5番目は避難所におけるケアの在り方。ここでは避難生活での孤独死をテーマに書いていますが、先ほどの3県の方の御発表からすると、現在もこの問題が続いているということでありまして、心や生活のケアについてどういうふうにそれぞれが現場で対応していくのか、それを支える国なんかのシステムがどうあるべきかということは、災害時、避難生活でも課題であったし、現在も続いているということではないか。と思います。

6番目は、福島の被災地で災害がまだ継続していると今日もお話がありました。ここで振り返りということで整理をする際に、福島ではどこまでできて、どういう問題がなお

災害の延長として残っているのかということについて、ここで整理しておく必要があるんじゃないか。避難指示区域の除染の在り方とか、あるいは廃炉、汚染水対策、風評対策、それから中間貯蔵施設の汚染物質の移設等々、まだ課題として残っているわけでありますので、そこを整理しておいて、あわせて、東京電力と国のそれぞれの責任と役割についても示していくという書き方が必要ではないか。

最後、7番目ですが、福島に関連しては域外避難者がかなりいらっしゃる。帰らないという人がいらっしゃるわけで、その方々は、福島は人災という側面があるので、勝手に域外に出たのでそれは復興の対象ではありませんよとは言えないと思うんです。したがって、人の復興という観点から、どこで暮らしても必要な支援を受けられる、そういう仕組みというのを全国的にどうつくっていくのか、これは必要な点ではないかというふうに思います。

あと、その下を書いてあるのは細かな表現上の問題でありますので、参考にしていただければと思います。

以上であります。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、私からも3点です。まず、1つ目ですが、このようなことが起こったときに、その段階でここまでですよというようなことは言いにくいと思います。ですが、この先、日本において様々な災害が想定される場所、どこまでやるのかということも重要だと思っております。あらかじめ、ここまでが復興なのだということ、もちろん、その先に何らかまた別の、例えば社会保障でありますとか、様々なほかの仕組みも含めて受け止めていくということもあろうかと思いますが、先ほどの田村委員のお話なども参考にしながら、この復興が目指すものはどこなのだということをおあらかじめ考えていけるとよろしいかと思われました。切り捨てるとかそういうことでは決してなくて、全ての方を大切にしながら、どうやって復興という考え方でやるのかということを決めておくことが重要かと思われました。

それから、2つ目に、これは岩手県の方からもお話がありましたし、それから増田座長代理からもありましたが、この復興庁が査定をするというあたりについて、使い勝手がよくないように実際お感じになられるところも、非常に大きな予算がやってきて、各自治体、事務処理も、復興の作業がある中、非常に大変だったと思うのですけれども、今回のこと

を見直した中で、どこまでだったら委譲してもいいのか、どこからはある程度方向づけをしないと予算の使い方として説明がつきにくくなるのかというあたりについて振り返り、そして、ここまでのリスクなら取れる、ここまでなら委譲しても大丈夫なのではないか、それよりもスピード感を優先すべきではないかといったようなことが考えられるとよいのかと思いました。

いろいろな切り口があろうかと思うのですけれども、例えば、金額の多寡というのは1つの考え方ではありますが、一方で、金額が小さくても、長期にそれが大きな影響をもたらすという類いのものもあろうかと思しますので、そういった当面の金額とか長期の影響とか、それこそ、先ほど大西先生からも御意見がありましたような将来かかってくるコストとか、そういうようなものである程度の型をつくっておくというのも、将来の作業を簡素化するためには役に立つのではないかと思います。

一方で、もちろん、その災害ごとに特有の事象というのはありますので、完全な簡素化というのはできないかと思うのですけれども、しかし、今回の知見は生かすべきだと思っております。自由裁量でやるということと、一方で、どの方にとっても初めての事象であるというのがありますので、一定のひな形はありながら、その中での範囲、尤度ということかと思えます。

そして、3つ目ですけれども、今回、当初、復興期間が10年間とされたというようなことがありまして、長期で考えにくかったというような御意見も伺うことがございます。ここはなかなか難しいことだと思うのですが、一方で、期限があったことによって、合意が進んだ。合意形成が難しい中で、期限があるから合意形成に至ったということもあったかもしれません。

したがって、例えば、半年、1年、3年、10年ではないですけれども、地域としては更に長期、それこそ30年等をにらみながら、この復興という中で、すぐにやること、3年後にやること、10年後に目指すこと、そのときでなお見直しというのは当然あるのかもしれないけれども、こういう考え方というのは一定程度必要だったのではないかと。そういう意味では、復興庁というものがやった仕事として、こういったことも振り返ってみてもよろしいのではないかと思います。

私からは以上です。まだ少しお時間がございますので、よろしければ、ほかの委員の御意見を聞かれたりなされた上で追加的な御意見をいただければと思います。例えば、先ほど大西委員ほかからも出ていましたけれども、復興庁という組織にはどのような役割が期

待されたのか、また、実際、あると課題は出てくるのですけれども、なかりせばもっと大変だったということもあったかもしれない、どんな役割が果たせたのか。また、先ほど資料5の最後のほうにもありましたが、この設置時期とか規模、権限、組織、人員構成などの観点からどう評価されるかということについて、御意見いただければと思います。

それから、もう一つは、何人かの委員からも出ていましたけれども、復興の定義とか目標について、基本法や基本方針では一定の理念が示されてはいるのですが、改めて振り返ったときに、何を目指してきたのか、あるいは、目指すべきだったのかということについて御意見をいただければと思います。

また、各種事業ごとに、各担当の省庁を含めて目標や工程表が出てきましたけれども、この辺り、例えば、復興庁がワンストップで定めるなど、コミュニケーションのしやすさというのもあったかと思うのですが、この辺りについても御意見があれば、ぜひお願いいたします。これ以外でも結構でございます。いかがでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田座長代理

今座長からお話ありました復興庁の意義とか役割の関係でございますけれども、日本の行政庁というのは、お互いに設置法で所掌事務を決めて、そこが重なり合わないようきちんと役割が省庁ごとに分かれていますので、今回、ここまでの大きな被害が生じたということで、まさに行政としても総合力できちんと対応していかなければいけない。そうしますと、全体を総合調整していくということが必要になってくると思います。

その点で、新たに復興庁のようなどうか、現実に復興庁が設立をされて、様々な面での総合調整と、また、地元の自治体から見ると、まさにワンストップで、復興庁に持っていくと、各省それぞれに行く手続が非常に簡素化されるということは、その後の復興の過程において大変意義があったのではないかと思います。

もちろん、これだけの災害になってきますと、地域から見ると様々な不満等々も出てきますし、市町村と県の意味の齟齬、それから、市町村・県と中央政府の意味の齟齬みたいなものも当然多々出てくると思いますが、私は、ちょっと言い方が変ですけども、不満の受皿みたいなのが政府の中にあるというのは非常に重要なことであって、これはどうしても困るといのはとにかく復興庁に言うておくというのは、それ自身大変意味のあったということであり、一旦こういうひな形ができれば、復興庁の今後に関わってくる話であり

ますけれども、災害が多発を予想される中で、こうした省庁というか、そういう機能を政府の中に持つておくということは意味のあることではないかなというふうに。

それから、先ほど各委員の方々からのお話を聞いておりました、大西委員がまさにペーパーでおっしゃっておいりましたけれども、評価についてなんです、あるべき復興の姿から見た評価という、その視点は私も大変重要だというふうに思いました、それは藤沢委員のほうからも、産業の再生については本来どういうことが必要だったのか、しかし、現実には、産業の再生についてどうだったか、そのギャップをきちんと分析して今後にかかしていくということが非常に重要かと思っておりますので、そういったことについての記述等々をこの中に入れ込むということが必要になってこようかと思っております。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございます。田村委員、お願いします。

○田村委員

1点目は復興庁について。大規模でかつ県をまたいだ災害であるからには、それを調整する機能が絶対的に必要です。よって、東日本大震災において復興庁というのがあったということは非常に意義があります。じゃあ今後どうなっていくかということなのですが、仮に復興庁がなくなると、平時から復興を考える専門の省庁がなくなってしまいます。内閣府の中に一部あるのですが、機能は限定的です。また、自治体においては、都道府県の中で、平時から災害後の復興に事前に取り組んでいるところは東京都ぐらいで、ほぼないと言っていいのではないのでしょうか。

ふだんから考えている部署がないのにも関わらず、今後想定される災害に対して、どう備えろということかということについては、非常に大きな問題です。先ほど岩手県のほうから、東日本大震災をふまえて、事前復興を考えておかなきゃ駄目だと思ったとのお話がありました。災害前に災害後の復興のそなえを所管し、いざとなれば地域の復興を考え実施する機能として、復興庁等に事前復興の検討を位置づけて、全国の自治体、せめて都道府県についてはその機能というのを持たせない限り、このように東日本大震災の教訓をとりまとめても、誰が読んで勉強するのか、相手がないのではないか。

2点目は、先ほど秋池座長のほうからお話がありましたとおり、復興や再建の指標を

参考にしながら、客観的に完了または継続を判断することが必要ではないでしょうか。どの部分をもう再建したと捉え、そして、どこの部分は続けるべきなのかということを、私が申した「被災者の主観を客観的に測る指標」も含め、根拠に基づいて議論をする場というのが必要ではないかと思っておりますので、指標の設定が必要であるということについてもある程度この中で書き込めればと思っております。

3点目、これまで自治体ごとに議論が進んでいるのですが「内陸において揺れによって被害があったところ」「沿岸の津波被害にあったところ」「事故の影響が大きかったところ」それから「その他甚大な被災地の周りにあり影響を受けたところ」といった被害の特徴に応じた分析、教訓も必要かと考えます。なぜなら次の災害が起こったときに、それを当てはめて適用することができないのではないかと心配しているからです。

○秋池座長

ありがとうございます。藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

ありがとうございます。復興庁の役割についてですけれども、委員皆様おっしゃっていただいているように、非常に重要だと思っております。予算の確保でしたりとか制度の創設・運用などでは、なかなか復興庁のような機能がないと難しかった面が多々あったかと思っております。

一方で、課題としては2つあると思っております。まず1つ目が、調整機能、大きな役割を果たされたと思いますけれども、より執行するような機能も用意いただいたほうがよかったのかなというふうに感じております。一部事業としては推進されておられましたけれども、もう少し強化できたのかなと思っております。

いろいろと自治体のほうを見ていると、先ほど申し上げたので繰り返しませんけれども、自治体がなかなか従来の枠組みを超えてスピーディーに事業を推進するのが実は向きにくい面もあると感じておりますし、あるいは、県のほうも多くの自治体を抱えていますので、特定の自治体に入れ込んでいくのはなかなか難しい面もあるというふうに承知をしております。そういう意味では、こうした特定の大災害において事業を迅速に推進するに当たっては、国からより直接的に執行するような役割もあってはよいのではないかというふうに感じております。

また、2点目ですけれども、今の話とも関連しますが、長期的な復興のビジョンがより強化することが必要だというふうに感じておりました、今日も大西委員からもありましたけれども、やったことの評価はできるわけなので、そもそも何をやるべきかというところが弱かったと思いますし、田村委員もおっしゃったように、そもそも復興をどうすべきかという知見が十分ためられていないので、どうしても毎年毎年の中で事業形成されて、それを推進するにとどまっていたかなと。そもそも復興をどう進めるべきか、被災者支援はどうあるべきか、産業支援はどうあるべきか、そういったことのビジョンを持って考えないといけない点が弱かったんだろうとっております。

もう少し小規模であれば、県がビジョンを保有すればいいんですけれども、県自体も大災害に慣れていない地域で災害が起きてしまうこともありますので、私も田村委員の意見に同意で、何かしら復興防災庁的な機能を有し、そこが復興に対してのビジョンを持って、時に直接執行したり県や自治体をサポートするといった機能が必要なのではないかなというふうに感じているところです。

以上になります。

○秋池座長

ありがとうございます。今村委員、お願いします。

○今村委員

私からは設置の期間について一言でございます。1つ、10年という区切りは必要だったかと思いますが、今2期があり、では、その後はどうするのかということで、特に事前復興であったり防災の上では事前投資というのが非常に重要になっておりますので、ここをどこが担うのかというところで、常設というのは難しいところがございますが、この期間をさらに延長しながら、その役割を発展させる。ここはぜひ、我が国は災害が多い地域でございますので、確認していければなと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。大西委員、お願いします。

○大西委員

復興庁が、今、委員のいろいろな方から御意見が出たように、非常に重要な役割を果たしてきた。私もそのとおりだと思います。それから、今後も、日本が災害大国ということなので、こういう機能を担う部署が中央政府なり地方政府にもあるということは重要だというのはそのとおりだと思うんですが、いわゆる防災と復興というのはフェーズが違うわけで、しかし、同じ事象をめぐって担当しているということはそのとおりなので、これをどういうふうに組み合わせて、つまり、平時には防災に力点があるでしょうし、一旦、災害が起きれば復興ということが重要になるので、その辺の臨機応変の人材の登用とか、そういうことも今回の在り方の中で検証を行って、この場が将来の復興庁をどうするかという議論の場ではないというのは事前に私もくぎを刺されたので、そのことは申し上げませんけれども、議論の基盤をつくる必要があるのかなと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

各委員おっしゃっておられますとおりで、復興庁がやってきたことの意義というのはあって、その上での工夫の余地を振り返ってみるということ、それから、これだけ災害がある国において、将来に備えるという機能が何となくぼんやりしてしまうということがあってはならないということもあろうかと思しますので、よく今回の振り返りを生かすということも含めて、何らかのお取組があるとよろしいのかなというふうに思いました。これは個人的な意見でございます。

ほかに何かおありですか。もしよろしければ、様々な御意見いただきましたので、今後、これらの御意見を踏まえて事務局において振り返りの作業を進めるとともに、引き続き、本会議においても議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、本日は以上とさせていただきます。議事録も作成・公表いたしますので、委員の皆様には内容の御確認に御協力をお願いいたします。

このほか、事務局から連絡事項があればお願いします。

○立岩参事官

次回は年明けの開催を予定しております。詳細な日程については、また別途、事務局より御連絡させていただきます。

議題につきましては、本日いただきました御意見なども踏まえて、骨子案に対して肉づけをした本文の素案をお示ししたいと考えております。その上でまた、御議論いただきたいと考えております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上